

令和6年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

上里町が企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を活用し地方創生事業を推進するにあたり、受託者独自のネットワークやノウハウを活かし、企業からの寄附獲得を目指すもの。

創意工夫により効果的に業務を実施できる者を選定するため、公募型プロポーザル方式による審査を行う。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和6年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「令和6年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託料の算定方法

委託料の算定は、成果報酬型によるものとし、参考見積書に受託料率を示すこと。なお、受託料率15%以内とする。支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件の全てを満たすこととする。

- (1) 租税公課の滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 上里町競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- (4) 参加表明書等の提出の日から受託候補者等の決定の日までの間、「上里町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成19年2月1日告示第10号）」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

4. 契約締結までのスケジュール（予定）

内 容	日 程	備考
実施要領等の公表・公募開始	令和6年4月5日（金）	ホームページ
質問書の提出期限	令和6年4月12日（金）午後5時	電子メール
質問に対する回答の公表	令和6年4月18日（木）	ホームページ
参加書等の提出期限	令和6年4月26日（金）午後5時	持参又は郵送
書類審査	令和6年5月8日（水）～10日（金）	
審査結果の通知	令和6年5月中旬	電子メール
契約締結及び業務開始	令和6年5月下旬	

5. 提出書類等

（1）提出書類 ※副本については、写し可とする。

No.	書類名	提出部数
1	参加書兼誓約書（第1号様式）	1部
2	会社概要（第2号様式）	4部
3	類似業務請負実績書（第3号様式）	4部
4	商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後3か月以内のもの。）	1部
5	国税及び地方税の滞納がないことの証明書又はその写し（提出期限から6か月以内のものに限る。）	1部
6	提案書（※下記「提案書の作成方法」を参照）	4部
7	参考見積書（第4号様式） ※見積金額の内訳書についても添付をすること。	正本：1部 副本：3部

◆提案書の作成方法◆

①様式

提案書の様式は自由とする。表紙を含みA4版で20枚以内（両面印刷可）にまとめ製本すること。（製本の体裁は自由とする。）

②構成・内容

提案書は別添仕様書の内容を踏まえながら、以下に記載された項目順で記載し作成すること。

《提案書記載項目》

項目1：基本的事項

- ・会社の概要 など

項目2：マッチングの提案

- ・提案のポイントや自社の強み

- ・寄附見込企業へのアプローチ方法や発注者とのマッチング方法 など

項目 3：セキュリティ体制

- ・個人情報の適正な取り扱いなどのセキュリティ体制 など

項目 4：サポート体制

- ・寄附見込企業からの各種問合せへ対応 など

項目 5：類似業務受託実績

- ・他自治体における受託実績及び寄附件数・金額 など

項目 6：スケジュール

- ・業務開始に向けたスケジュールの提示

項目 7：その他（自由提案）

- ・その他 P R ポイント など

(2) 提出方法

持参または郵送とし、提出期限必着とする。

(3) 提出先

〒369-0392

埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518 番地

上里町役場 総合政策課財政係

(4) 提出期限

令和 6 年 4 月 26 日（金）午後 5 時 必着

(5) 提出書類等の取り扱い

ア. 提出された提案書等は返却しない。また、提案書等は契約候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

イ. 提出された提案書等の再提出及び記載内容の変更は、原則認めない。

ウ. 提出書類等に係る費用は、提案者負担とする。

(6) 質問及びそれに対する回答の方法等

本企画提案に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。ただし、参加書及び提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

なお、共同企業体の場合は、代表企業が取りまとめて質問書を提出すること。

ア. 提出書類 質問書（第 5 号様式）

イ. 提出期限 令和 6 年 4 月 12 日（金）午後 5 時まで

ウ. 提出方法 電子メールで提出すること。

電子メール以外による質問には応じない。

なお、送信後は到達の確認を必ず行うこと。

エ. 送付先 sousei@town.kamisato.lg.jp

オ. 質問の回答 令和 6 年 4 月 18 日（木）までに上里町ホームページに掲載する。

6. 選定及び結果の通知

提出された提案書等について、本町の職員で構成する「令和5年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル審査委員会」において、下記の評価項目を基準とし、内容の審査・評価を行い、評価者の平均得点が60点以上（100点満点の6割）の提案者を受託候補者として選定する。なお、審査は全て非公開とする。

選定の結果については、令和6年5月中旬に提案者に対して電子メールで通知する。

評価項目	配点
寄附見込企業に対する働きかけの方法は、効果的かつ現実性のあるものとなっているか。	20点
PRや地方創生事業の企画助言等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がなされているか。	20点
提案者独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした手法が提案されているか。	20点
業務を適正かつ確実に実施する体制や個人情報等の適正な取り扱いなどのセキュリティ体制が整っているか。	10点
他自治体における類似業務の寄附実績はどうか。	20点
見積金額が適切かつ費用対効果が見込める金額であるか。	10点

7. 契約について

- (1) 受託候補者との契約内容に関する協議が整い次第、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約の手続きを行うものとする。その際、受託候補者はあらかじめ見積書を提出するものとする。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づき決定する。
- (3) 選定後、契約の資格要件を満たさなくなった場合は、契約候補者としての資格を取り消す場合がある。

8. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (4) 本実施要領に違反した場合。
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

9. 問合せ先

上里町役場 総合政策課財政係

電 話 : 0495-35-1238

F A X : 0495-33-2429

メール : sousei@town.kamisato.lg.jp